

# 柏崎青年工業クラブ会則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本クラブは、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の自主的な活動を促進しつつ、会員および会員所属事業所のために必要な事業を行い、その経済的地位の改善向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 本クラブは、柏崎青年工業クラブと称する。

### (地 区)

第 3 条 本クラブは、地区の区域を柏崎市および柏崎隣接地区とする。

### (事務局の所在地)

第 4 条 本クラブは、事務局を柏崎商工会議所に置く。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第 5 条 本クラブは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 経済的地位の改善向上のために、諸団体との連携強化
2. 事業に対する経営および技術の改善向上
3. 事業に関する知識の普及および教育
4. 事業に関する情報の提供
5. 会員相互の親睦を図るための諸行事
6. その他上記に付帯するもの

## 第3章 会 員

### (会員の資格)

第 6 条 本クラブの会員は、次に掲げる各項の要件を満たす者とする。

1. 柏崎市および柏崎隣接地区に所在する事業所に所属すること。
2. 所在する事業所について
  - ① 総務省発表の日本標準産業分類における製造業に含まれる事業を営む企業及び団体に属すること。
  - ② 本会の目的に賛同し、上記①の会員が運営する主体事業について、直接的な協力が可能な企業及び団体に属すること
3. 上記の事業を営む者、もしくは、所属事業所の事業主の推薦のある者。
4. 年齢は、満20歳以上43歳以下の者。

(加入手続き)

第 7 条 会員の資格を有する者で、本クラブへの加入申込みがあったときは、理事会の承認を得て加入することができるものとする。

(入会金および会費)

第 8 条 会員は、入会時に入会金を全額払込みしなければならないものとする。

2. 会員は、所定期限までに会費を全額納入しなければならない。

(相続加入)

第 9 条 会員より、会員変更の申し出があったときは、第 6 条の資格を有する場合に限り、相続加入を認めることができるものとする。

2. 相続加入は、前任者より、相続開始の 30 日前に申し出なければならない。

3. 相続加入者は、入会金および会費を前任者より引き継いだものとみなす。

(自由脱退)

第 10 条 会員は、あらかじめ通知したうえで、事業年度末日時に脱退することができるものとする。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第 11 条 本クラブは、次の各項の 1 つに該当する会員を除名することができるものとする。

この場合、事前にその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えるものとする。

1. 本クラブの名誉を著しく傷つけること。

2. 会費を 6 ヶ月以上未納すること。

(払い戻し禁止)

第 12 条 入会金および会費は、会員が脱退した時において、この持分といえども払い戻しはしないものとする。

(特別会費)

第 13 条 本クラブは、その行う事業について必要のある時は、特別会費を徴収することができるものとする。

(払い込み額、時期および方法)

第 14 条 本クラブは、入会金、会費、特別会費の額とその徴収時期およびその方法については、総会において定めるものとする。

(払い込み額の増減)

第 15 条 本クラブは、入会金および会費の払い込み額の増減を総会において定めることができるものとする。

(届 出)

第 16 条 本クラブは、会員が次の各項の 1 つに該当するときは、7 日以内に届け出なければならないものとする。

1. 氏名または事業所名を変更したとき

2. 上記の住所または所在地を変更したとき

3. 事業を休止または廃業したとき

## 第4章 役員、顧問、OB会員および職員

(定数)

第17条 本クラブは、役員の定数を次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

(任期)

第18条 本クラブは、役員の任期を1年とする。

(選出)

第19条 本クラブは、役員を次のとおり選出するものとする。

1. 会長 選挙による選出、または理事会における承認
2. 副会長・理事・監事 総会における承認

(会長および副会長とその職務)

第20条 会長は、本クラブを代表して業務を執行する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
3. 会長および副会長がともに事故または欠員のときは、理事のうちからその代表者または代行者1名を定める。

(監事の職務)

第21条 本クラブは、監事がいつでも会計帳簿および書類を閲覧もしくは謄写することができるものとする。

(顧問およびOB会員)

第22条 本クラブは、顧問およびOB会員を置くことができるものとする。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の決定を経て、会長が委嘱する。
3. OB会員は、本クラブの卒業者が自動的に資格を有する。

(職員)

第23条 本クラブは、次の職員を置くことができる。

1. 庶務および会計 若干名

## 第5章 総会、理事会、例会および委員会

(総会)

第24条 本クラブは、年1回の通常総会および臨時総会を開催するものとする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は必要のつどそれぞれ会長が招集する。
3. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第25条 本クラブは、総会の議決を出席した会員の過半数をもってし、可否同数のときは、議長  
の決するところによるものとする。

(総会の議長)

第26条 本クラブは、総会の議長を会長が行うものとする。

(総会の議事録)

第27条 本クラブは、議事録を議長および出席理事が作成し、総会において選出された署名委員  
が、これに署名するものとする。

(理事会)

第28条 本クラブは、会長の招集により、理事会を開催することができるものとする。

2. 本クラブの理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
3. 会長が事故または欠員のときは副会長が、または両者とも事故または欠員のときは、あ  
らかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が召集する。
4. 理事は、必要と認めたときはいつでも、会長に対し理事会を開催するよう求めることが  
できる。
5. 理事会は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって議決とする。
6. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(例会)

第29条 本クラブは、月一回の例会を原則とする。

2. 例会は、会長が招集する。

(委員会)

第30条 本クラブは、事業の必要に関して委員会を置くことができるものとする。

2. 会員は、あらかじめ理事会で指名された委員会に必ず所属しなければならない。
3. 委員会の種類、組織および運営に関する事項は理事会を経て別に定める。
4. 必要により会長が合同委員会を招集することができる。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第31条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 会則の変更

(会則変更)

第32条 本クラブの会則の変更は、総会の議決を経て変更することができるものとする。

## 付 則

1. 平成14年3月20日 第6条4項を改正
  - ・ただし、平成13年度卒業対象者についてのみ40歳での卒業の選択権を有するものとする。
2. 平成22年4月21日 第9条について
  - ・前任者の卒業(満43歳の年度末における退会)に伴う後任者の入会については、これに該  
当しないものとする。
3. 平成31年4月18日 第6条、第29条を改正